

登録教習機関の廃止の公示について

下記の機関について、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第23条の2の規定により技能講習の業務の廃止の届出があったので、同省令第25条の3の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 廃止する登録教習機関

- (1) 名 称 株式会社富久山自動車教習所
- (2) 住 所 福島県郡山市富久山町福原字水穴1
- (3) 代表者の氏名 筒井 祐智
- (4) 事務所の名称 富久山産業機械講習所
- (5) 事務所所在地 福島県郡山市西田町鬼生田字前田236-1

2 廃止する技能講習の登録番号及び技能講習の区分

- 第180号 フォークリフト運転技能講習
- 第181号 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
運転技能講習
- 第189号 玉掛け技能講習
- 第190号 小型移動式クレーン運転技能講習
- 第214号 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 第222号 足場の組立等作業主任者技能講習
- 第223号 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 第240号 不整地運搬車運転技能講習

3 廃止年月日 令和7年7月1日

令和7年6月13日

福島労働局長
(公印省略)